資料①

総合事業における運営上の留意点について

この資料は、塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町が実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」第1号事業（訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス）の指定を受けている事業者に対する令和8年度集団指導用説明資料です。

1 令和8年度介護職員等処遇改善について

令和8年度介護報酬改定においては、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の創設がなされています。また、介護職員（特定）処遇改善加算の計画書や実績報告書、変更届については、原則、下記期限までに提出をお願いします。計画書・実績報告書の提出が加算の要件となっていますのでご注意ください。

〇計画書：加算等を取得する月の前々月の末日

〇実績報告書：各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日

〇変更届出書：処遇改善加算の内容に変更があった場合、変更後の内容で算定を開始する月の前月 15 日

2. 電子申請・届出システムの活用について

令和6年4月1日施行の改正介護保険法施行規則第 165 条の 7 において、介護保険事業所に関する申請、届出及び申出（以下「申請等」という。）は、原則として厚生労働省が運用する「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととされました。利用方法については、各市町村にご確認ください。

電子申請・届出システム

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

※システムの利用には G ビズアカウントの取得が必要になります。

電子申請・届出システムの操作方法については、システムのヘルプページをご確認ください。その他ご不明な点がありましたら、各市町担当課までご確認ください。

3 総合事業関係書類及び運営内容等の確認について

（1） 総合事業の運営規程・重要事項説明書・契約書・各種マニュアルにおいて、次の点について記載漏れがないか、また誤りがないか再度確認をお願いします。

○ 感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進について、運営規程等に記載されているか（R6.4.1 義務化）。

○ 苦情の受付、関係機関の課名、住所、電話番号等が誤って記載されている。

○ 文言の誤りがある（制度改正に対応していない）

【例】誤：（指定）介護予防通所介護⇒正：第1号通所事業または通所（型）サービス

誤：運営規定⇒正：運営規程

※文言については、各市町村で表現が異なる場合がありますので、対象となる市町村のホームページ等をご確認いただくか、各担当にお問い合わせください。

○ 運営規程において「通常の事業の実施地域」に指定を受けている自治体の記載がない。

○ 利用者負担額や負担割合が制度改正に対応していない（単位数が改正前のままになっている、3割負担の記載がない等）。

○ 重要事項説明書に利用者の同意を得ていない。

○ 運営規程・重要事項説明書・契約書等の内容が一致しない。

（運営規程の改正時、重要事項説明書や契約書も併せて改正していない等）

（2） 施設及び備品等の管理において、次の点に誤りが見受けられるため、ご注意ください。

○ 指定申請時に提出した平面図と、施設の現状が異なっている。

○ 消防法その他の法令等に規定された設備となっていない。

（例：カーテンが防炎ではない等）

4 各種届出の提出について

変更届や体制届等の各種届出については、速やかに**指定を受けている全ての市町村**へ提出してください。提出方法と様式については各市町ホームページをご確認ください（押印不要）。

〇変更届出書：変更後10日以内

〇体制届出書：加算等算定開始月の前月15日まで

5 事故報告について

（1） 報告が必要な事故

ア 受傷程度が骨折（ひび含む）の場合

※ 事故の原因が明確でない場合も含みます。
医療機関の受診の有無は問いません。

イ 事故により重傷となった場合、または死亡（自死含む）した場合

※ 別途調査を行う場合があります。

ウ 管理者等が報告の必要を認めた場合

※ 離設、誤嚥、誤薬、溺水、裂傷等の事故 など
受傷・過失の有無等に関わらず、苦情通報・訴訟・トラブル等が想定される事案など判断に迷う場合は、対象となる各市町村の担当にご相談ください。

（2） 報告方法等

ア まずは電話による第一報をお願いします。

事故発生日当日又は翌日中（閉庁日の場合は翌開庁日）に事故の概要（「事故発生・発見日時」、「入居者等の氏名・年齢」、「受傷の程度・部位」、「家族への報告状況」等）について、電話による第一報をお願いいたします。

（第一報の報告先）

市町村担当課	連絡先
塩竈市福祉子ども未来部高齢福祉課高齢者支援係	022-364-1204
多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係	022-368-1498
松島町健康長寿課高齢者支援班	022-355-0677
七ヶ浜町長寿社会課介護保険係	022-357-7447
利府町保健福祉部地域福祉課介護福祉係	022-767-2198

☆事故発生の第一報は速やかにお願いします。

行政への事故報告が遅れたことにより、利用者及びその家族等とトラブルになるケースが見受けられます。利用者及びその家族等との信頼関係を損なわないためにも、家族への連絡はもちろん、行政やケアマネジャーへの報告も速やかに行って下さい。

イ 事故報告書の提出をお願いします。

事故原因の分析、再発防止策の検討等を行った上で、事故報告書を提出してください。

提出に当たっては、個人情報保護の観点から、郵送又は持参して頂くことを基本としております。ただし、各自治体によって提出方法が異なる場合がありますので、事前に電話確認をお願いいたします。

☆事故報告書の提出は速やかにお願いします。

☆報告書の内容を精査したうえで提出してください。

（ア）報告書の様式は問いませんが、少なくとも次の項目を含んだ報告書を作成してください。記載が不足している場合には、後日、電話での確認や再提出をお願いする場合があります。

① 事業所名（サービス種別）
② 利用者氏名、年齢、性別、要介護度、日常生活自立度（障害・認知症）
③ 事故発生（発見）日時、発生場所
④ 報告者職氏名、関係職員職氏名
⑤ 事故の種別（骨折、裂傷、打撲、やけど、誤嚥、誤薬、離設、溺水等）、事故詳細
⑥ 発生時対処、受診医療機関（入院、通院）
⑦ 家族への連絡対応詳細（トラブル発生有無）
⑧ 治療費負担状況（本人・施設）、損害賠償保険適用有無
⑨ 事故防止検討委員会開催の有無
⑩ 原因分析、再発防止策（従業員への周知方法）

（イ）「再発防止策」は、「原因分析」の結果に基づき、以下の点や「3 留意点」の内容に留意して、具体的な対策の記載をお願いします。

・「誰が」、「いつ」、「何を」、「どのように」、施設・事業所全体で改善したか。
・ 同じ利用者だけでなく、他の利用者にも同様の事故が起こり得るという観点で 防止策を検討しているか（事故後の利用者に対する対応のみでは、「再発防止策」として不十分です。）。
・ 発生原因が不明の場合、予想される原因を分析し、防止策を検討しているか。

（3） 留意点

ア 施設・事業所内の事故防止対策について

☆ 事故防止対策の検討にあたっては、同様の事故を防ぐためにも、個々の事故の検討だけでなく、次の点を踏まえ、施設・事業所全体として検討することが重要です。

・ 事故の関係職員だけでなく、サービス提供に関わる複数の職種・職員で検討しているか
・ ヒヤリハットの収集、分析が効果的に行われているか

・ 利用者の心身状況、職員配置、設備・環境、職員の技術面など、多角的な視点から検討しているか
・ 検討した再発防止策は、施設・事業所の現状に即した内容となっているか（実現可能な対策か）
・ 検討した再発防止策は、分析した原因を踏まえた内容となっているか　など

☆ 重大事故に繋がる可能性が高い「誤嚥」や「車両事故」についても、次の点に留意の上、事故防止に努めていただくようお願いします。

【誤嚥事故】
「個々の利用者に適した対策」
・ 利用者の嚥下機能（低下）と個別リスクの把握
・ 適切な介助方法の検討
「全身機能の維持」
・ 活動量の確保
「発生予防」
・ 事前の予防対策（水分補給、口腔体操等）
・ 姿勢の保持
・ 食事の形態
「早期発見、早期対応」
・ 見守り体制と緊急対応の実習

【サービス提供時の車両事故について】
「個々の利用者に適した対策」
・ 事前の居宅周辺環境の把握（道路幅員や坂の有無、交通量等）
・ 当日の天候や道路状況（路面、渋滞等）の把握
・ 経路や車両、座席、職員数等の検討

☆ 施設・事業所で取り組んでいる再発防止策については、事故後から継続して実施されているか、現状に即した内容になっているかなど、定期的に取り組み状況を確認、評価し、見直すことが重要です。

イ 本人・家族への対応について

【説明・報告・確認等の徹底】
事故対応が不十分だったことにより、「施設・事業所の対応についての苦情」に発展する可能性もあることから、特に家族への対応には、事故発生時の連絡のみではなく、原因分析と再発防止対策や費用の負担、事故後の経過などの必要な説明・報告・確認等を継続して実施し、慎重かつ丁寧な対応をお願いします。
【損害賠償適用の検討】
各サービスの運営基準では、事故発生時の対応が定められており、「利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やか

に行わなければならない」とされていることから、利用者本人・家族等への対応に遅れが生じることのないように、事故発生後、原因分析、再発防止策の検討、保険会社への連絡等が速やか行えるよう、施設・事業所内の体制整備をお願いします。

6 介護人材の確保に向けた取り組みについて

厚生労働省において、「介護離職ゼロ」に向けた介護人材確保対策として、「中高年齢者・外国人など多様な人材の活用」、「働きやすい環境の整備」、「介護に関する教育など介護の魅力の普及啓発」を掲げています。

その中でも、「働きやすい環境の整備」として、管理者等に対する雇用改善方策の普及として、管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の説明会の開催等に取り組んでおり、現在、サービスを提供している従業員の雇用管理の改善を図ることで、離職防止・定着促進を目指しています。

そのため、各施設・事業所におかれましては、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成 29 年 1 月 20 日付け厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署策定）」に基づく措置を講ずるとともに、労働基準法等の関係法令を順守し、適切な管理を行うようにしてください。

7 災害時の避難場所把握について

各施設・事業所において、業務継続計画や非常災害時の対応計画等に基づき、災害時の体制を整備されていることと思いますが、避難指示発令時に避難所として指定されていない公共施設へ避難する事業所が見受けられますので、改めて避難所を確認・把握いただくようお願いします。

8 問い合わせ先

お問い合わせは、指定を受けている各市町担当課までお願いします。

市町村担当課	連絡先
塩竈市福祉子ども未来部高齢福祉課高齢者支援係	022-364-1204
多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係	022-368-1498
松島町健康長寿課高齢者支援班	022-355-0677
七ヶ浜町長寿社会課介護保険係	022-357-7447
利府町保健福祉部地域福祉課介護福祉係	022-767-2198

上記事項のほか、市町村の要綱や県の重点事項等に従い、適切な運営をお願いします。